

14 故大谷木備一郎君小伝

〔「法学新報」第一二号 明治二十五年二月二十五日〕

○故大谷木備一郎君小伝

君は安政五年六月を以て武蔵国江戸牛込若宮町に生る父は一、母は下田氏君は其長子なり氏の家奕世幕府の旗下たり氏幼にして穎悟学を嗜しみ博聞強記目を経れば則ち忘れず父其文学を修

むることを好まずして専ら武技の講習を為さしめんことを欲望せしが氏の志の奪ふべからざるを視て遂に其為す所に一任せり十一歳に至り甫めて聖堂に遊び漢学を学ぶ十三歳北門社に入り英語学を専修す次て外務省附屬の外国語学校に入る十五歳に及び大学南校に入り居ること四年にして予備門の課程を卒ふ氏既に経義に通し又洋学を極む其志す所常に経国の大本にあり敢て瑣々たる科学に存せざりしなり故に此際文部省より氏に対して特に工学を専修すべきことを命令したれども氏は断然之を辞謝し法学専攻生となり英国法律を学ぶ成績常に優等にして声名遠邇に頭はる廿二歳にして法学全科を卒業し法学士の学位を受く是実に明治十二年七月なり此時に当りてや氏は我法学社会未だ全く其旧様を改めず状師の弊風甚た嫌悪すへきものあるを憂ひ慨然茲に感ずる所あり同志を糾合して此悪弊を矯正せんことを企図し率先起て代言の職に就かんことを決定す次て氏は故高橋一勝氏及其他同感の諸氏と共に攻法館を設立し法学社会に非常なる刺激を与へたり後鳩山和夫及相馬永胤等の諸氏と共同して一大法律学校を創設す専修学校即ち是れなり降て明治十四年に至り始めて代言の業務に従事す十八年故高橋故渡邊の両氏及び増島、山田、菊池、高橋、奥田、穂積、土方、松野、岡山、元田、伊藤等の諸氏と共に更に英法専攻を目的とせる一大法律学校を創立す今の東京法学院即ち是れなり十九年代言事務所を日本橋区本町に設く爾來君の信用は層一層増加し来り其声名の高き同業者をして後に瞠若たらしむるに至れり同年海軍主計学校の囑托教授となる同年衆望に依り東京代言人組合会長に撰任せ

らる廿二年条約改正問題の惹起するや氏は断乎として新条約案の不当失正にして又た我國家に不利なることを主張し同感の諸氏と合同して倶案部を組織し或は集会に或は演説に南船北馬毫も私事を顧みることなく遂に其素志を貫徹せしむるに至れり廿三年帝國議會の開設せらるゝや氏は神田区民多数の推撰する所となり衆議院の議席に列す同年十月大成会の創立せらるゝや氏幹旋大に尽力す同年十一月氏は裁判所構成法改正案を衆議院に提出す是より先き氏は大成会に属する議員諸氏と共に熱心以て新法律の修正を企て周到以て新法律の利害得失を査究せしか殊に該法案の如きは其修正の時弊に中れる實に吾人の敬服に堪へざるものあり氏の議院に在るや偏せず倚せず公平を經とし慎重を緯とし侃々の議諤々の論政府と議會との關係をして能く円滑ならしむ廿四年一二月の交氏疾に罹りたれども憂國の衷情は氏をして藤裡に安臥せしむることなく勉めて議場に登らしめ能く其職分を全ふせしむるに至りしが第一期議會の閉会後疾益篤く遂に廿五年二月七日午前零時三十分を以て芝高輪の別墅に卒す享年三十有五其訃音に接するもの知ると知らざるとを問はず痛惜して而して傷惋せざるはなし吁命矣夫